

(7) 水源地域等との連携

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水源地域対策等に取り組む。

(年度計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水源地域対策等に取り組む。

(年度計画における目標設定の考え方)

地域との連携の促進を図るため、地域代表者との意見交換会等により地域のニーズを把握し、水源地域等の活性化に寄与する取組を行うこととした。

(平成21年度における取組)

■ 水源地域等との連携

1. 地域のニーズの把握

地域のニーズを把握するため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を行い、水源地域対策の取組を行った。

表－1 地域ニーズに基づく取組

地域の要望等	取組内容	実施箇所
ダム湖及びダム周辺を活用した地域振興	牧尾ダムで、「未来世紀へつなぐ緑のバトン」で春・秋2回植樹	愛知用水
	関係機関と協議してゴールデンウィーク及びお盆期間中、洪水吐から放流	徳山ダム
	地元小学生が稚鮎の放流を地元漁業共同組合の協力を得て実施	早明浦ダム
	佐賀機場で受益地の農産物の販売会を実施	筑後川下流用水
	桜の時期、お盆休みにダム堤体のライトアップを実施	一庫ダム
	普段見ることのできない堤内の探検を行う「日吉ダム探検ツアー」を実施	日吉ダム

環境の保全	子供たちが堰下流を水生生物調査のフィールドとして利用	木曽大堰
	魚道近くのゲートから優先して放流、魚類の遡上、降下に配慮	長良川河口堰
	「日本人とトンボと環境」と題して、トンボ研究家による学習会を実施	三重用水
	オオサンショウウオの保全対策の継続的検討	川上ダム
	護岸前面に航路等の浚渫土を利用した植生基盤を造成し、湖岸植生の復元やワカサギ等の産卵場の改善を図ることを継続して実施	霞ヶ浦開発
ダム下流河川的环境改善	フラッシュ放流の実施	一庫ダム等
	ダム下流への土砂供給	富郷ダム等
	弾力的管理試験	寺内ダム等
水質改善・監視	黒部川の浄化用水導入試行継続	利根川河口堰
	印旛沼の流動化運転	印旛沼開発
ゴミの投棄対策	不法投棄されたゴミを改良区、機構職員と連携して撤去	利根導水

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

地域ニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、前年度に引き続き、平成21年度も全事務所において様々な形で地域代表者との意見交換会等を通じ、地域のニーズに合った取組を実施しており、中期計画に掲げる地域ニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(7) 水源地等との連携

1) 上下流交流と施設周辺地域交流

(中期目標)

水源地の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を管理を行う全ダムにおいて実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、毎年施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画)

水源地と下流受益地の相互理解促進のため、すべての管理所及び建設工事を行っているダムの事務所において、施設を核とした上下流交流を実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画における目標設定の考え方)

水源地と下流受益地の相互理解促進のため、すべての管理所及び建設工事を行っているダムの事務所において、施設を核とした上下流交流を実施することとした。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加することとした。

(平成21年度における取組)

■ 上下流交流と施設周辺地域交流

1. 上下流交流活動の推進について

水源地と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動として、上下流住民の交流やその行事、下流域利水者の水源地視察など、34事業所で参加又は実施に協力した。

管理所での具体的な取組事例

(1) 下流受益地の方々が水源地で植樹活動を実施

- ① 長野県西部地震の災害跡地の森の再生と愛知用水の水源地である牧尾ダムの水源の森を造成することなどを目的として、王滝村、中日新聞社、林野庁中部森林管理局及び機構からなる「未来世紀へつなぎ緑のバトン」実行委員会

が主催する植樹活動に参加した。(愛知用水)

- ② 香川用水調整池(宝山湖)周辺で、三豊市、香川県森林協会、四国森林管理局、香川県市長会等と植樹祭を行った。(吉野川局、香川用水)
- ③ 工事跡地の森林復元のため、揖斐川町内の中学校・小学校の生徒や一般公募により集まった方々と実のなる木の植樹を行った。(徳山ダム)
- ④ 第2次ボランティアの森実行委員会とともに貯水池斜面に植樹を行った。
(富郷ダム)
- ⑤ 愛知用水受益市町村連絡会議が主催する「愛知用水受益市町村植樹祭」に参加した。また、愛知池県民参加森と緑づくり植樹祭に参加した。
(愛知用水)

(2) 下流受益地の方々が水源地を訪れ、水源地の方々と交流

- ① 水源地である下久保ダムの地域の親子と下流域の利根大堰地域に関係する親子の交流を深めてもらうとともに、普段使っている水が、何処から運ばれているのか知ってもらうために利根大堰の施設見学と交流会を開催した。
また、サケの遡上期に利根川上流域の群馬県藤岡市及び下流域の埼玉県加須市の児童が、利根大堰施設の見学をすることにより、サケの遡上を観察するなど「サケ観察会と施設見学会」を実施した。(下久保ダム、利根導水総合)
- ② 「銅山川の河川環境を考える懇談会」により実施が決定した地元小学生を対象とした水生生物調査について、ダム下流にある2つの小学校とともに生物採取や河川環境指標の確認等を行った。(新宮ダム)
- ③ 木曽川下流の稲沢市の小学校を対象に岩屋ダム施設見学を実施した。
(岩屋ダム)
- ④ 知多半島の小学生を資料館アクアプラザながらで地元長島町他による「伊勢湾台風を語る会」に参加して被害状況の説明を受けた。(長良川河口堰)

(3) 受益地域で行われる行事等に水源地域が参加

- ① 名古屋市上下水道局が浄水場の開放を行う水道週間行事「なごや水フェスタ」に参加し、ダムのパネル展示等を行った。(岩屋ダム)
- ② 京都府営事務所と共催で、日吉ダムと乙訓浄水の施設見学を開催した。
また、「ひよし水の杜フェスタ2009」の共催イベントとして「日吉ダム探検ツアー」を実施した。(日吉ダム)
- ③ 「鈴鹿山麓リサーチパーク」で開催された「M i e こどもエコフェア」に参加・出展し、こども達が楽しみながら環境について学び、環境への「興味」や「気づき」の機会を提供した。(三重用水)

(4) 上下流の住民が川をテーマに集う集会に参加

- ① 利根川の自然を歌にして上下流の住民が集い合唱する「利根川源流讃歌第9回発表会」が群馬県民会館で開催され、パネル展示などの広報活動や集会の運営に協力した。(群馬用水、沼田総合)
- ② 琵琶湖周辺流域を活動拠点とする「琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会」が下流域の大阪市水道記念館において、琵琶湖関係の資料を展示した。
(琵琶湖)
- ③ 見沼代用水の水質向上の周知や自然環境保全の取組の一環として、関係機関と連携してホタルの幼虫を地元小学生と放流した。(利根導水総合)
- ④ (社)とくしま森と緑の会・(社)高知県森と緑の会が主催する下草刈り等の森林整備の体験行事に参加、水源かん養等の重要性を知るための学習の一環としてダム見学会を実施した。(早明浦ダム)



写真－１ 実のなる木を植えよう大作戦
(徳山ダム)



写真－２ 吉野川の勉強会
(早明浦ダム)



写真－３ 崩落跡地に植樹
(愛知用水総合管理所)



写真－４ 植樹際
(香川用水管理所)

建設所での取組事例

○取組事例１

平成21年7月6日、思川開発建設所は、鹿沼市立南摩中学校が行う環境学習会の実施に協力した。この環境学習会はサイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業（通称「ＳＰＰ事業」という。文部科学省の補助事業）の支援を受けて実施されている。

3年生の生徒約30名が、自然観察の場として、思川開発事業用地内の場を利用し、植物の種類の高さ、植物の特徴などを学習した。また、思川開発事業で行っている植物の保全地にも移動し貴重な種などの自然観察を行うとともに、機構職員による思川開発事業で行っている環境保全の取組の説明も行った。



写真－5 環境学習会（思川開発建設所）

○取組事例2

平成21年12月4日、昨年に引き続き川上ダム建設所主催の「水の調査隊」を開催し、地元青山小学校の2年生約80名が参加した。水の調査隊は、水源となるダムの建設現場やその周辺の自然環境がどうなっているかを実際に見学し、自ら調べることの楽しさを体験していただくため、川上ダム建設所が企画した。

今回は2年生の生活科の授業「地域とその自然を知る」をテーマに見学を実施。実際にダムの建設現場に行き、仮排水路トンネル工事箇所とオオサンショウウオ保護池や川上ダム左岸側の付替道路から川上ダムの本体工事の予定箇所まで進入路を取り付ける工事箇所を見学し、小学生達は実体験を通じて自分たちの住む地域と自然を学んだ。



写真－6 水の調査隊（川上ダム）

○取組事例3

平成21年8月2日、大山ダム建設所において「大山ダム建設現場見学会」を開催し、一般募集した参加者約40名を対象に事業概要のビデオ上映、建設現場の見学を実施した。左岸展望台、コンクリート製造設備のほか、原石山、骨材製造設備、ダム河床部へ案内し説明を行い、大山ダムについてPRした。



写真－ 7 建設現場見学会（大山ダム）

○取組事例 4

平成 21 年 8 月 2 日、小石原川ダムの受益地域である久留米市内在住の方及び水源地である東峰村在住の方との上下流交流会「小石原川源流探検隊 2009」を行った。

この交流会で、小石原川ダム建設事業の説明のほか、小石原川の周辺に生息する生き物の紹介とゲームを利用して楽しく学ぶ「環境学習会」を行った。

参加者の方々からは、「小石原川ダムの目的などが良く理解できた」、「水源地域の状況がわかった」、「また参加したい」などの感想をいただいた。



写真－ 8 小石原川源流探検隊 2009

2. 施設周辺地域とのコミュニケーション

施設周辺地域の住民等を対象に施設の役割等について理解を深めるため、調査・建設・管理に係るすべての事務所において、施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加した。

機構が行うコミュニケーション活動は、その内容により表－1 のように 8 活動に大別され、延べ 139 事務所で地域行事への参加（協力）、清掃活動、施設見学会等の取組を行った。なお、特定施設であるダムにおいては、水源地域ビジョンの推進会議に

事務局等として参加し、ダム水源地域との連携を図った。

水源地域ビジョンとは

水源地域ビジョンとは、ダム水源地域の自治体、住民等がダム管理者と共同で、下流の自治体・住民や関係行政機関に協力を求めながら策定する水源地域活性化のための行動計画であり、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的としている。

なお、機構の管理する特定施設であるダム（２２ダム）については、平成１５年度末までに策定を完了し、滝沢ダムでは平成１６年度、徳山ダムでは平成１８年度に策定している。

表－１ 施設周辺地域での活動内容

項 目	実 施 内 容	事務所数
清掃活動	・ 地域で実施する河川やダム湖周辺等の除草や清掃活動に参加 ・ 貯水池内の釣り糸、釣り針及びゴミの回収に協力 ・ 河道内のゴミを拾うなど河川環境の保全活動に協力 ・ 貯水池に溜まった流木の有効活用として、希望者に配布するなどの活動を実施 ・ 清掃登山（登山道の美化及び環境保全の啓発）に参加	１９事務所
施設見学会等	・ 施設周辺市町村の住民や関係機関の職員に対して施設見学会を実施 ・ 水道局がダム見学会と連携して水質調査の勉強会実施 ・ 自然観察会を開催 ・ 関係土地改良区組合員の家族を対象に施設説明会を実施 ・ 周辺小学校等の実施する施設見学会に協力 ・ 地域住民や小学生などに魚道の見学会を実施 ・ ホタル見学会を実施	２７事務所
地域行事への参加	・ 地域が実施するイベント・学習会等に参加・協力 ・ パネル展示やＤＶＤ映像等により事業をＰＲ、イベントの参加者にアンケートを実施 ・ 祭り、マラソン大会、レガッタ大会、クラシックカーラリー、つり大会、自転車レース大会、スポーツ交流会等の施設周辺で行われるイベントには、施設の一部を開放するなどの協力 ・ 水源の森整備で下草刈りや間伐に協力	２５事務所

	・漁業組合と協力してアユの産卵床作りを実施 ・貯水池周辺に植えられている木の剪定作業に参加 ・外来魚駆除活動 ・地元警察主催の交通事故防止活動に参加 ・鑑賞イネの田植え、刈り取り作業に参加	
植樹活動	・貯水池周辺や水源地域での植樹活動などに参加又は協力	6 事務所
利水者との交流	・水道事業者と相互の施設の見学会を実施 ・利水者の行う水道や農業に係る P R 活動等に協力・参加 ・利水者と施設の管理状況等についての勉強会を開催	10 事務所
地域との意見交換等	・地域の住民等と共同で施設の巡視を行い、意見交換 ・利水者を対象に管理に関する意見交換会を開催 ・利水者を対象に水質に関する意見交換会を開催	10 事務所
水の週間行事等	・「水の週間」や「森と湖に親しむ旬間」の行事としてイベントを開催するとともに、施設見学会等を実施	23 事務所
その他	・地元農業高校による空芯菜による環境への取組（栽培、生育調査、収穫、試験販売） ・小学生を対象にサツキマス郷土料理体験学習会を開催 ・小学生などを対象に水生生物調査や自然観察会を実施 ・水の大切さや施設の役割を知ってもらうよう、小学校や中学校への訪問授業を実施 ・漁業組合などが実施するアユなどの魚の放流体験に協力 ・関係機関と連携して「河川汚濁防止対策協議会」に参加 ・中学生を対象に「職場体験」を実施 ・河口堰の施設見学クイズラリーを主催した。 ・人工河川施設でのアユふ化事業への協力（清掃、監視） ・地元中学生に「水難防止ポスター」を作成依頼し、近隣の小学校や関係機関や水路フェンスなどに貼り、水難事故の啓発に努めた。 ・つるでクリスマスリースを作って里山を守ろう作戦開催 ・地元警察署主催の交通安全防止運動に参加 ・「ダム水源地探訪記」の発行 ・星空観望として夜間堤頂道路を解放	19 事務所



写真－９ 河川清掃活動
(木曽川用水総合管理所)



写真－１０ ダム堤内施設見学会
(日吉ダム)



写真－１１ 川を耕し隊
(一庫ダム)



写真－１２ 環境ウォークinときがね湖
(千葉用水総合管理所)

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成２１年度において、各管理所及び建設所にて、水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を実施するとともに、積極的に施設周辺地域との交流の場へ参加等を行った。

以上により、中期計画に掲げる水源地域と下流受益地の相互理解促進や地域の方々に施設の役割等の理解を得ることについては、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(7) 水源地等との連携

2) 貯水池保全のための森林保全

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

貯水池保全のために森林保全に取り組む。

(年度計画)

貯水池保全のための森林保全の方法を検討する。

(年度計画における目標設定の考え方)

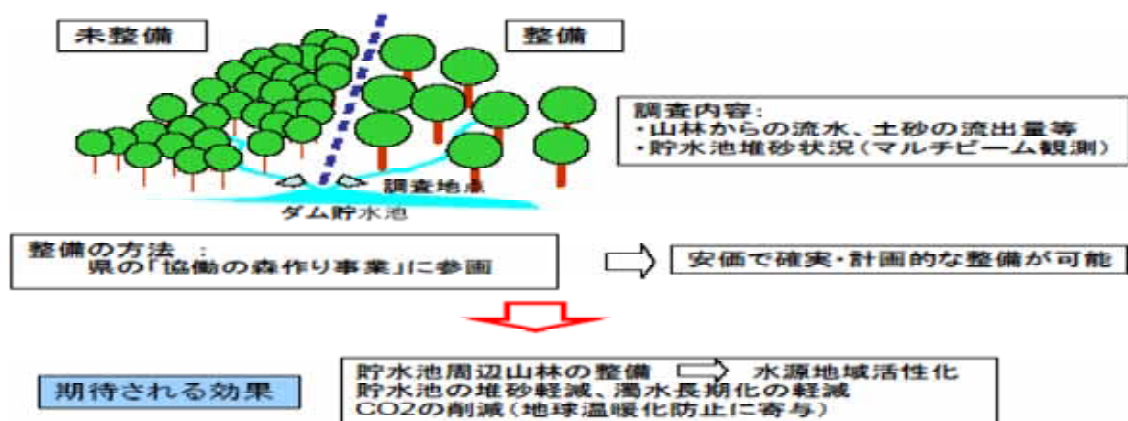
年々進行する堆砂は、貯水容量減少や濁水長期化の原因となることからその対策を行い、貯水池機能（利水及び洪水調節容量）を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題であり、貯水池保全の観点から土砂及び流木の流入を抑制する必要がある、流域内の山林整備の取組が重要となっている。このため貯水池保全のための森林保全の方法を検討することとした。

(平成21年度における取組)

■ 貯水池保全のための森林保全

機構は、社会基盤の一つである「水」の安定供給、また、河川沿線の生命、財産及び社会資本の被害軽減を図るための洪水調節という重要な業務を実施しており、長期に渡りこれらの役割を果たすため、年々進行する堆砂は貯水量減少や濁水長期化の原因となることからその対策を行い貯水池機能（利水及び洪水調節容量）を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題である。

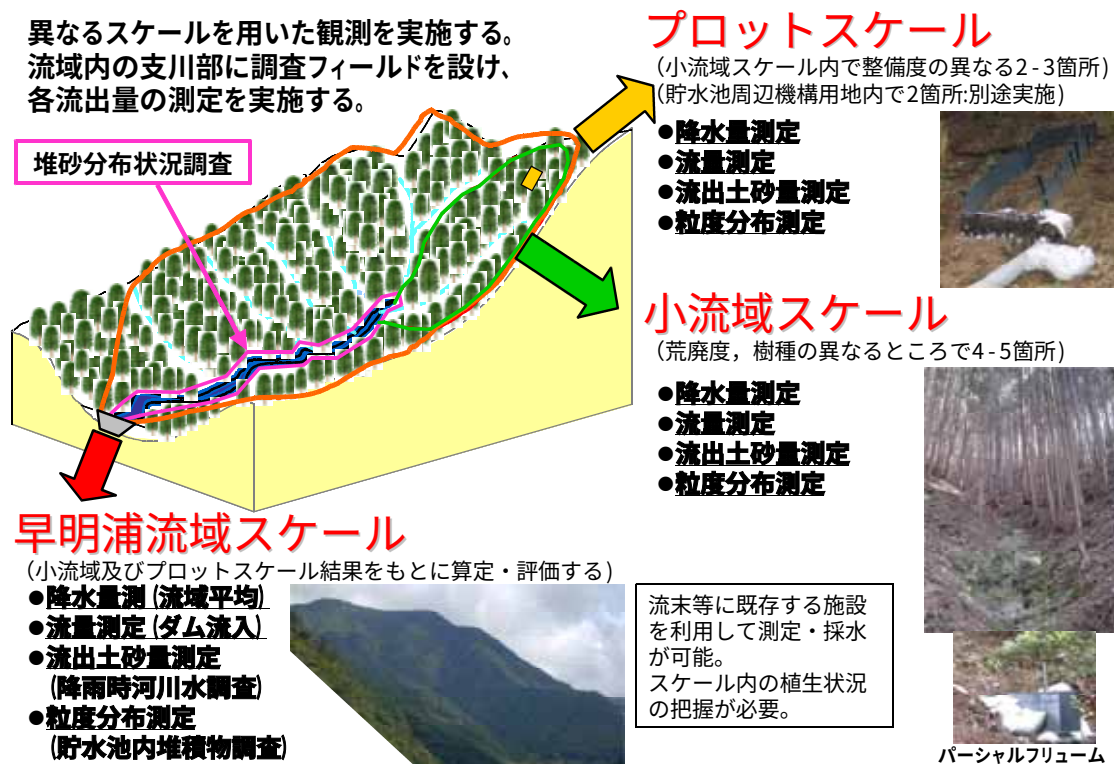
土砂流出の原因のひとつとして、十分な山林整備（間伐等）が行われていないことによる山林の荒廃が考えられる。また、貯水池保全の観点から土砂及び流木の流入を抑制する必要がある、流域内の山林整備が求められている。このような状況から、流出土砂抑制方策のひとつとして、森林の荒廃抑制対策に着目した方策について検討を行うものである。



図－1 森林荒廃と土砂流出に関する調査検討のイメージ

平成21年度は、早明浦ダムにおいて流域山林の整備状況の違いが、流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響を把握するための調査計画立案、調査候補地の抽出、関係機関との連絡調整を行うとともに、間伐材等の活用としてのバイオマス発電施設について導入の検討を行った。

早明浦ダムの山林整備で発生する間伐材等の活用としてのバイオマス発電の有効性については、概略設計検討の結果、ランニングコストにおいて採算性に欠けること、類似事業の運営状況、地域情勢の変化などから判断し、中止することとした。



図－2 土砂流出に関する調査のイメージ

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成21年度から、流域山林の整備状況の違いが、流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響を把握するための調査計画を立案した。今後、現地調査を進めることにより、中期計画に掲げる貯水池保全のための森林保全の取組については、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（７）水源地域等との連携

３）湖面・湖岸の利活用

（中期目標）

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

（中期計画）

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

（年度計画）

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

（年度計画における目標設定の考え方）

水源地域を活性化させるために、貯水池湖面や湖岸の利活用を検討し、実施することとした。

（平成２１年度における取組）

■ 湖面・湖岸の利活用

１．湖面・湖岸の利活用

水源地域の活性化のために定めている水源地域ビジョン計画に沿った湖面や湖岸利用を図った。

○ 取組事例１

〔利根川源流まつり〕

- ・実施日：平成２１年７月２６日
- ・実施場所：奈良俣ダム貯水池
- ・実施内容：

みなかみ町を中心とした利根川源流まつり実行委員会（機構も参加）により開催された。

約９５０人の方が来場され、ダム堤体内部見学、カヌー体験乗船、地元商工会による出店など、各種イベントを通じてダム湖に親しんでいただいた。



写真－１ 利根川源流祭り
（奈良俣ダム）

○ 取組事例2



写真－２ 湖面利用（レガッタ）
（愛知用水）



写真－３ 湖面利用（カヌー）
（奈良俣ダム）



写真－４ 天若湖アートフェスティバル
（日吉ダム）



写真－５ 湖面利用（カヌー）
（味噌川ダム）



写真－６ ダム湖周回道路ロードレース
（味噌川ダム）



写真－７ 菰野町駅伝大会
（三重用水）



写真－８ 湖面利用（湖面利用協議会）
（矢木沢ダム、奈良俣ダム）



写真－９ 不法投棄等防止連絡会
（三重用水）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成21年度においても、水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、水源地域ビジョンに沿った取組を自治体、住民等と積極的に実施してきた。このことから、中期計画に掲げる水源地域の活性化のため、さらに地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施することについては、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（８）広報・広聴活動の充実

（中期目標）

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

（中期計画）

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ 広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

（年度計画）

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

（年度計画における目標設定の考え方）

機構事業について、利水者をはじめ広く国民の理解を得ることを念頭に、積極的に適時的確な情報発信を行うこととした。

（平成２１年度における取組）

■ 広報・広聴活動の充実

ホームページについては、ダムからの補給量をグラフ掲載するなど国民に関心の高い水源情報や機構の管理業務等について、各種メディアを通じて情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供したほか、高齢者・障害者が利用しやすくなるよう、本社ホームページのアクセシビリティの改善を行うとともに、新着コーナーの充実、ダム放流映像のコーナーなどの追加、入札公告情報の一元化など内容の充実を図った。

機構ホームページには、約１９４万４千件（１７年度：トップページベース）→約１４５万４千件（１８年度）→約２７２万６千件（１９年度）→約３０１万５千件（２０年度）→約３１１万１千件（２１年度）と、高いアクセス数を確保している。

広報誌「水とともに」においては、水の重要性や先人の努力等について、水に関する土木技術者の紹介記事の連載など、広く国民の関心をひくような情報発信を行った。

また、モニター等からの意見を踏まえ、誌面構成等の改良とともに、「事業概要」は、利用者が使いやすい形となるよう本編・資料編に分冊するとともに、文字背景の簡素化等を行った。

緊急時における迅速かつ的確な広報の実施に資するため、３０ダム等においてダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与している。

「水の日」及び「水の週間」においては、関連行事を行うとともに、機構施設の役割を実感してもらうのに低費用で効果が高いものとして、機構職員が自ら汗をかいて施設見学会を実施するなど、水資源の有限性、水の貴重さ等について国民の関心を高

め、理解が深まるように努めた。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機構の果たしている役割・業務について広く国民の理解を得るための取組を進めることにより、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（８）広報・広聴活動の充実

①機構が提供する情報の充実

（中期目標）

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

（中期計画）

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

なお、ホームページにおいては、発信する情報について高齢者・障害者が利用しやすいよう改善に努める。

（年度計画）

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

また、発信する情報について高齢者・障害者が利用しやすくするために本社ホームページの改修を行う。

（年度計画における目標設定の考え方）

ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法を改善し、必要な情報の的確な発信により、広報活動の質と向上を図ることとした。

（平成２１年度における取組）

■ 機構が提供する情報の充実

① 渇水情報、水事情や機構の管理業務等について、各種メディアを通じて情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供した。

特に渇水時においては、早明浦ダムからの補給量をグラフ掲載するなど国民に関心の高い水源情報の積極的な発信に努めた。

吉野川水系の渇水では、一般住民やマスコミからの各種問合せに対してきめ細かな対応を行うとともに、早明浦ダムの貯水率を事務所の目に付きやすい場所に大きく掲示したほか、節水を呼びかける横断幕の設置や機構車両へのステッカー掲載など幅広く節水に関する啓発活動を行った。

さらに、池田総管理所のホームページに時間毎の早明浦ダム利水貯水率を速報値として掲載するなど、国民の関心の高い水源情報の積極的な発信に努めた。

渇水期間中の平成２１年６月～１１月の６ヶ月で、吉野川局では約８１万件、池田総管理所では約１８万件のアクセスがあった。

ダムによる洪水調節効果については、洪水調節後、なるべく早く、一般国民の方にも分かりやすく、直観的に把握できるよう、水位低減効果を図示するなどの工夫を行

って情報発信を行った。

② ホームページについては、高齢者・障害者が利用しやすくなるよう、本社ホームページの改修（アクセシビリティの改善）を行った。

③ 生活者等の水のエンドユーザー、治水効果の享受者、一般国民の方々を対象とする広報メディアとして有効なホームページについて、ダム放流映像のコーナー、魚道におけるサケの遡上状況のライブ映像や小学生等が関心を持ちそうな水辺の生物コーナーなどを追加するなど改善を図ったほか、各事務所単位で行っていた入札公告情報を、利用者が一度に一括して閲覧することができるように、本社ホームページに一覧性を備えた入札公告情報のページを設けるなど、内容の充実を図った。

また、機構のホームページにアクセスした方が、速やかに新たな情報に気づきやすくなるよう、なるべく、本社ホームページのTOPページの「新着情報」に記事を掲載することになっている。さらに、過去の「新着情報」も、一覧で即座に見ることができるように、「新着情報」欄の右上に「過去の情報はこちら」を設けて、新着情報コーナーの更なる充実を図った。

なお、機構ホームページには、約194万4千件（17年度：トップページベース）→約145万4千件（18年度）→約272万6千件（19年度）→約301万5千件（20年度）→約311万1千件（21年度）と、高いアクセス数を確保している。

④ 広報誌「水とともに」については、渇水や技術情報等機構の業務に関するトピックスを掲載するとともに、水の重要性や先人の努力等について、水に関する土木技術者の紹介記事の連載（平成20年4月号～平成21年5月号で「水の匠 水の司 井澤弥惣兵衛為永」、平成21年6月号から「水の思想 土の思想 世紀の大事業・愛知用水」）などにより、広く国民の関心をひくような情報発信に努めた。

また、モニター等からの意見を踏まえ、誌面構成等の改良を行った。

さらに、毎月の発行時には速やかにホームページに掲載し、冊子を手入手する手間を省くとともに、これまでPDFで一括掲載していたものを、それぞれの項目ごとにクリックして見られるようにし、興味のある項目を簡単に見ることができるように改善した。

⑤ 「事業概要」については、ユーザーや一般の方などそれぞれの利用者が使いやすい形となるよう本編・資料編に分冊するとともに、文字背景の簡素化やトピックスの掲載等を行った。

⑥ 各事務所において、機構関連情報や諸対策等についての情報提供をマスコミに対して行い、新聞（一般紙）には126件掲載された。

(参考)

表－１ 新聞への掲載状況（主なもの）

掲載日	新聞名	新聞見出し	関係施設等
H21. 4.18	毎日新聞	水資源機構沼田管理所 周辺施設を安全点検 矢木沢、奈良俣ダム	矢木沢ダム 奈良俣ダム
H21. 6.23	四国新聞	早明浦ダムの貯水率表示板を設置	早明浦ダム
H21. 7.12	岐阜新聞	恵那農業高校やダム管理所 空芯菜の水耕栽培6年目	阿木川ダム
H21. 7.31	四国新聞	水の大切さ呼び掛け 水資源機構など高松で パネル展示	吉野川局
H21. 8.12	産経新聞	暗闇で星空楽しんで 比奈知ダム	比奈知ダム
H21. 8.14	読売新聞	「模様がきれい」観光放流始まる 徳山ダム	徳山ダム
H21.10. 7	茨城新聞	よみがえれ沈水植物 水資源機構が復元試験	霞ヶ浦開発
H21.10.21	中日新聞	ダム調節で浸水回避 水資源機構に感謝状	青蓮寺ダム 室生ダム 比奈知ダム
H21.10.29	毎日新聞	サケ 530 匹、利根川を遡上 観測記録、大幅 塗り替え	利根大堰
H21.11. 7	朝日新聞	防護服で毒回収 テロ想定訓練 徳山ダム	徳山ダム
H22. 1.16	西日本新聞	流入水バイパス設置 下流の水温上昇緩和へ	大山ダム
H22. 3. 3	毎日新聞	「ごみ投棄」撮った！青蓮寺ダム 家庭用ビ デオカメラで21日目	青蓮寺ダム



写真－１ 早明浦ダム貯水率表示板の設置



図ー１ 本社ホームページ アクセシビリティの改善



毎日新聞
平成22年3月3日掲載

図ー２ 新聞への掲載状況

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

発信する情報の内容充実、提供方法の改善、必要な情報の的確な発信、より質の高い広報活動が図れるものと考えており、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（８）広報・広聴活動の充実

②緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

（中期目標）

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

（中期計画）

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

（年度計画）

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

このため、緊急時において利水者・地域住民等に、ホームページによる情報発信と併せ、各種媒体を用いた情報提供を推進する。

（年度計画における目標設定の考え方）

緊急時に発信している情報等について、各種媒体を用いた提供を推進することとした。

（平成２１年度における取組）

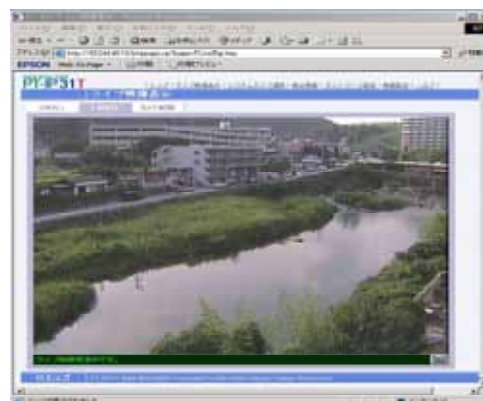
■ 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

昨年から１ダム等を加えた３０ダム等においてダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与している。（「１（１）①３）水管理情報の発信（P. 26）」参照）

一庫ダムでは、防災関係機関への河川監視カメラによる情報提供を開始した。洪水時の河川状況をリアルタイムで共有することができるようになり、迅速かつ的確な情報伝達と円滑な連携に寄与した。（写真－１参照）

また、防災情報として、防災情報センター（国土交通省）の情報や関係する県の水位雨量情報をリンクとしてホームページに掲載、あるいは油流出や植物プランクトン増殖による湖面変化の状況についても掲載することで、利水者、地域住民等における状況把握や不安の払拭に寄与している。（図－１、２参照）

通常管理においては、洪水発生時にダムからの放流情報等を迅速かつ的確に行うことで関係機関等の事前の災害防止対応に寄与した。水質事故発生時には、発生時の状況、対応状況等について利水者等へ情報発信を迅速かつ的確に行い、利水者側での影響拡大防止に寄与した。



写真－１ 監視カメラによる情報提供（一庫ダム管理所）

加佐登調整池における油の流出について 3/17

地域住民の方よりインターネットメールにより、「加佐登調整池脇の小池で油の付着、異臭がある」との連絡を受け、3月17日に各関係機関に連絡し、また以下の対応を行いました。油流入箇所は特定できておりませんが、地域の方の監視と連絡が有効でした。今後とも、不法投棄や水質事故などでお気づきの点があれば、三重用水ホームページまたは電話(059-393-2000)にてご連絡の協力をお願いします。

場所: 加佐登調整池より、市道にて分断された鈴鹿フラワーパークから日鳥古墳の間の小池
 油の状況 : 池の岸に幅2m×長さ30mの油(エンジンオイルの様なもの)
 処理: オイル吸着マットを4条設置し回収
 油流入箇所: 特定できず。
 油の種類: 分析中。
 被害の有無: 魚の死がなし。加佐登調整池本川とは底部の暗渠で連通しているため、本川へ広がる恐れはなく、範囲は限定的であり、特段の水質障害はなかった。

[加佐登調整池油流出状況写真 PDFファイル](#)

図－１ 油流出に対する情報提供（三重用水管理所ホームページ）

独立行政法人 水資源機構	記者発表資料	
木津川ダム 総合管理所	年月日	件名
▶ TOP	平成22年5月7日	(社)土木学会 技術賞の受賞について(148KB)
▶ トピックス	平成21年10月9日	台風18号 高山ダムの洪水調節効果について(636KB)
▶ ダム情報	平成21年10月9日	台風18号 布目ダムの洪水調節効果について(384KB)
▶ ダムの働き	平成21年10月8日	台風18号 名張川上流3ダムの洪水調節効果について(796KB)
▶ ダムのQ&A	平成21年10月7日	台風18号 洪水調節状況を公開します。(116KB)
▶ 用語解説	平成21年8月24日	室生ダム貯水池においてアオコの発生を確認(120KB) ←
▶ おねがい	平成21年5月25日	ダム下流環境に配慮した放流試験の実施について(509KB)
▶ お問い合わせ先	平成21年5月7日	ダム下流環境に配慮した放流試験の実施について(1.62MB)
▶ 記者発表資料	平成20年8月1日	室生ダム貯水池においてアオコの発生を確認(330KB) ←
▶ 水質調査結果		

図－２ アオコ発生に対する情報提供（木津川総合管理所ホームページ）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成21年度は、ホームページによる情報発信を行うとともに監視カメラを用いた情報提供を行った。また、関係機関とも打合せを行い緊急時における情報の提供等について意見交換を行った。今後も関係機関との打合せや地域交流会などにおいて必要な情報についての意見集約を行い反映させていくことで、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（８）広報・広聴活動の充実

③水の週間等、各種行事への取組

（中期目標）

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

（中期計画）

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、毎年８月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

（年度計画）

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、８月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

（年度計画における目標設定の考え方）

関係機関とも連携し、地域交流行事等を年間を通じて実施することにより、水の貴重及び水資源開発の重要性について広く国民の関心、理解を深めることとした。

（平成２１年度における取組）

■ 水の週間等、各種行事への取組

本社では関係機関との共同開催を含め、「水の日」及び「水の週間」における「水の展示会」、「水を考えるつどい」の開催、「水とのふれあいフォトコンテスト」の実施、「全日本中学生水の作文コンクール」の後援、本社ビル前での再生水を利用した「打ち水大作戦」の後援、駅的大型ビジョンを利用した広報を行った。

各事業所では機構施設の役割を実感してもらうのに低費用で効果が高いものとして、機構職員が自ら汗をかいてエンドユーザーを対象とした施設見学会を実施（４２施設で延べ１５０日）するとともに、出前講座の実施、上下流交流会、下流受益地でのパネル展示などを行い、地域交流や水資源の有限性、水の貴重さ等について国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。

また、ダムの洪水吐からの放流は、自然の滝と同様にダイナミックさに惹かれて見学に来る一般国民も多いことから、ダムの施設点検等を兼ねて、洪水吐から放流される情報を本社「新着情報」に掲載し（５ダム）、安全に非日常的な洪水吐からの放流を見学することができるように努めている。

例えば、徳山ダムは、今年のゴールデンウィークに洪水吐からの放流を行ったが、事前に４月２１日からホームページでお知らせし、１日で約１，６００名余（新聞報道）の見学者があった。

1（7）1）上下流交流と施設周辺地域交流（P. 264）参照。



写真－1 施設見学会の開催状況



写真－2 下流受益地（水道局主催）でのパネル展示

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

関係機関とも連携し、地域交流行事等を継続的に実施することにより、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、広く国民の関心を高め、理解を深め得るものと考えており、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置を講ずることにより、信頼の回復を図る。

(年度計画)

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置等を講ずることにより信頼の回復を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

信頼の回復を図るため、内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備を図るなど、様々な措置を講ずることとした。

(平成21年度における取組)

■ 内部統制の強化と説明責任の向上

1. 法人の長のマネジメント

複層的な意志決定、コミュニケーションの機会としての各種会議や、機構独自の理事ヒアリングの取組により、意志伝達、情報共有を図り、PDCAサイクルを構築している。

安全で良質な水を安定して安く供給するとの経営理念が、末端の職員まで周知されるとともに、それぞれ権限委任されている各組織の長が、的確に意志決定でき、かつ重要案件については、機構上層部の審議・判断を受けるよう、重要事項の審議・報告を行う役員会のほか、支社局長等会議、管内所長会議、事務所内会議等において、意志伝達・情報共有を図っている。

また、上意下達のコミュニケーションだけでなく、平成16年度から直接、理事長、副理事長、各理事が、現場事務所職員一人一人から意見を聞く理事ヒアリングを行っており、役員が、ユーザーに最も近い建設所、管理所等の現場の職員の声を、直接、全事務所に出向いて拾いあげ、一体となって課題等に対処する取組みを実施している。

安全で良質な水を安定して安く供給するという機構のミッションの達成を阻害する課題として、大きなものとしては、洪水対応、渇水対応、機構施設の破損事故対応、機構施設上流の水質事故対応等があるが、それらのケースを想定し予め策定してある防災業務計画等にのっとり、現場内、現場一本社間での速やかな情報伝達、案件に応

じた本社からの指示により、当該リスクによる被害の発生の未然防止を図っている。

内部統制の状況については、洪水調整、渇水対策内容、機構施設の破損への対応、水質事故対応など、各案件について、逐次、理事長まで報告が上がっており、また、その対応ぶりについて、事態の収束後に検証を行うなど、理事長が、既存の内部統制の仕組み、その運用状況の的確性について、把握できるよう措置されている。

また、内部統制の充実・強化については、平成21年3月に「リスクに関する基本規程」を制定しており、仮に予想されない新たなリスクが発現する見込みがある場合であっても、本規程に基づき、速やかにリスク管理委員会の開催、対策本部の設置、当面のとるべき措置の決定などを行うことができるような仕組みづくりはなされている。

なお、平成21年度では、新型インフルエンザに対応し、速やかに対策本部を設置するとともに、国の機関における対策等を参考に、機構においても、万全の措置を図った。

2. 法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組

機構では、業務運営上特に重要な課題について、下記のようなプロジェクト毎の計画を設けて、役員会への定期的な報告を通じて計画的な進捗を図ることとしている。

- ・独立行政法人水資源機構地球温暖化対策実行計画
- ・水資源機構技術五ヵ年計画（H20－H24）
- ・水資源機構コスト構造改善プログラム（H20－H24）

これらの計画については、各委員会や担当部局において進捗管理を図るとともに、役員会等で定期的に報告することにより、法人の長のマネジメント強化を図っている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

複層的な意思決定、コミュニケーションの機会としての各種会議等の開催により意思伝達、情報共有を図るなど、PDCAサイクルを構築している。このような取組を継続することにより、信頼の回復は図られるものと考えており、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（９）内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

１）倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

（中期目標）

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査（入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける）、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

（中期計画）

機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針（仮称）を策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明する。

（年度計画）

平成２０年度に策定した「独立行政法人水資源機構倫理行動指針」が職員自らの行動を律する指針となるよう取り組みを進める。

（年度計画における目標設定の考え方）

平成２０年７月に策定した「独立行政法人水資源機構倫理行動指針」の浸透・定着に向けた取組を継続的に実施していくことによりコンプライアンスの徹底を図ることとした。

（平成２１年度における取組）

■ 倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

コンプライアンス推進に係る横断的取組として、各職員が利用できるよう、「自己点検チェックシート」、名刺サイズの「ポケット倫理行動指針」を作成、配布するとともに、コンプライアンス推進責任者（所長等）が利用できるよう「不祥事防止のための事例集」を作成した。これらの資料を活用して、各事務所で、コンプライアンス推進責任者による講話、自己点検チェックシートによる職員の自主的な点検、コンプライアンス推進についての職員討論会を全事務所において実施した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成２０年７月に策定した独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組を継続的に実施していくことにより、コンプライアンスの徹底が図られ、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（９）内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

２）倫理委員会による審議

（中期目標）

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査（入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける）、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

（中期計画）

既存の外部有識者からなる倫理懇談会を倫理委員会に格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

（年度計画）

倫理委員会において、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

（年度計画における目標設定の考え方）

外部有識者を含む委員会での審議をとoshi、業務運営の適正化を図ることとした。

（平成２１年度における取組）

■ 倫理委員会による審議

倫理委員会（平成２０年１月に外部有識者を委員に含み設立）において、平成２１年度は、契約事務処理手続の改善方策、職員の懲戒処分等に係る基準、手続等の規程等、内部統制の取組状況等に関する審議を２回実施（６月１１日・１月２８日）した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

委員会を継続的に実施し、内部統制の取組状況についてチェックを行うことにより、内部統制の強化が図られ、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

3) コンプライアンス推進責任者の選任

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

本社・支社局及び全事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、法務担当部門を強化することにより推進体制を支援する。また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において毎年開催する。

(年度計画)

本社・支社局及び全事務所において選任されているコンプライアンス推進責任者による職員等からの相談への対応、本社特命審議役等による職員等からの通報の受付け、適正な対応を引き続き実施するとともに、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス推進責任者の選任等、推進体制を強化するとともに、説明会の開催により、職員の法令遵守に係る意識の徹底を図ることとした。

(平成21年度における取組)

■ コンプライアンス推進責任者の選任

本社・支社局及び全事務所において選任されているコンプライアンス推進責任者による職員等からの相談への対応、本社特命審議役等による職員等からの通報の受付け・適正な対応を引き続き実施できる体制を維持するとともに、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において実施した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

強化された推進体制の維持や、各事務所における説明会の継続的实施により、コンプライアンスの徹底が図られ、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

4) 推進体制の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を設置することにより、推進体制を強化する。

(年度計画)

機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス通報体制を引き続き的確に運用する。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス専門窓口において、第三者からも通報を受け付けることにより、コンプライアンスの徹底を図ることとした。

(平成21年度における取組)

■ 推進体制の強化

平成20年7月に制定したコンプライアンスの推進に関する規程に基づき、法令又は機構諸規則に違反する行為が行われた事実等について、機構の職員のみならず外部の方々からの通報を受け付ける通報体制を維持するとともに、通報窓口については、外部の方々にも分かるよう、機構ホームページに掲載し、周知を図っている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

コンプライアンス専門窓口を的確に運用していくことにより、コンプライアンスの徹底が図られ、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（９）内部統制の強化と説明責任の向上

①コンプライアンス等の強化

５）推進状況の評価

（中期目標）

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査（入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける）、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

（中期計画）

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

（年度計画）

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

（年度計画における目標設定の考え方）

倫理行動指針等の推進状況について、外部委員を含む倫理委員会での審議、監事の監査、独立行政法人評価委員会での評価を受けることにより、内部統制強化を図ることとした。

（平成２１年度における取組）

■ 推進状況の評価

平成２０年度におけるコンプライアンスの推進状況等について取りまとめ、倫理委員会での審議、監事の監査（平成２１年６月）を経て、平成２０事業年度業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ平成２１年８月に報告し、評価を受けた。

平成２１年度の推進状況についても、以下の内容で取りまとめた上で、倫理委員会の審議、監事の監査（平成２２年６月）を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ本書で報告するものである。

１．コンプライアンス推進に関する横断的取組等（再掲）

- ① コンプライアンス推進に係る横断的取組として、各職員が利用できるよう、「自己点検チェックシート」、名刺サイズの「ポケット倫理行動指針」を作成、配布するとともに、コンプライアンス推進責任者（所長等）が利用できるよう「不祥事防止のための事例集」を作成した。

これらの資料を活用して、平成２１年１０月を中心に、各事務所で、コンプライアンス推進責任者による講話、自己点検チェックシートによる職員の自主

的な点検、コンプライアンス推進についての職員討論会を全事務所において実施した。

- ② 職員のコンプライアンス意識を高めるため、倫理委員会での議論も踏まえ、職員の懲戒処分等に係る基準、手続等の規程を定め（平成21年7月）、懲戒処分や訓告等矯正措置の取り扱いについて、手続や標準的な処分内容を職員に明示（機構内イントラネットへの掲載、各ブロック単位での説明会の実施）している。
- ③ 情報セキュリティの維持、向上をめざし、職員一人一人の情報セキュリティに対する認知度を高めるため、全役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に対する自己点検を実施した。また、経理システム利用担当者、土木工事等積算システム利用担当者に対して、自己点検を実施した。点検結果に基づき指導、情報提供等の措置を実施中。
- ④ 平成20年7月制定したコンプライアンスの推進に関する規程に基づき、法令又は機構諸規則に違反する行為が行われた事実等について、機構の職員のみならず外部の方々からの通報を受け付ける通報体制を維持するとともに、通報窓口については、外部の方々にも分かるよう、機構ホームページに掲載している。なお、平成21年度、同窓口に対する通報はなかった。

2. 倫理委員会の開催（再掲）

平成21年度においても、倫理委員会を2回開催（6月11日・1月28日）し、コンプライアンス等推進状況、契約事務処理手続の改善方策、職員の懲戒処分等に係る基準、手続等の規程等内部統制の取組状況等に関して、審議した。

3. 研修等の実施

- ① 本社、支社・局及び現場事務所において、機構業務に関連する法令やコンプライアンスに関する講習会等を実施するとともに（各事務所延べ263回）、外部講習会等を受講させた。
- ② 職員が毎日、出退勤時に利用する業務用パソコンの出退勤のページに、コンプライアンスに関する注意喚起の標語を掲示（1ヶ月更新）している。
- ③ 飲酒運転の未然防止のため、呼気によるアルコール検知器を自主運転のある全事務所76箇所において設置し、万々が一にも酒気帯び運転等がなされないよう運転前にチェックすることを励行している。
- ④ 本社財務部職員が現場事務所を巡回し、国や機構の予算制度、機構の入札契約手続に関する具体的留意事項等、適切な財務会計処理について経理担当職員等に対して直接指導・助言を実施した（平成21年度は、31事務所で実施）。

4. 会計監査人等の監査等

- ① 会計監査人（あずさ監査法人）による監査を、平成21年度は、21回（10事務所）受け、会計処理についてチェックを受けた。

- ② 監事による監査を、平成21年度は、17事務所において受け、業務執行についてチェックを受けた。

なお、監事が監査室の職員以外の職員に速やかに監査業務を臨時に補助させることができるよう改正した監事監査要綱に基づき、平成21年度は、4事務所の監査において、監事補助者を活用した。

- ③ 外部有識者が構成員となっている入札等監視委員会を、平成21年度は5回開催し、入札・契約事務についてチェックを受けた。
- ④ 昨年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、同年12月、機構の監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、平成21年度は6回開催し、競争性のない随意契約の見直し、一般競争入札等での競争性の確保についての点検・見直しを行っている。

5. その他各種対策の推進

- ① 入札の透明性、公平性等を高めるために、引き続き一般競争入札による発注を推進。

・少額随意契約を除く一般競争入札

19年度	576件	発注件数に占める比率	(27.5%)
20年度	987件	〃	(40.5%)
21年度	839件	〃	(38.8%)

- ② 平成21年1月7日に公表された総務省の「独立行政法人の一般競争入札における1者応札の状況」における指摘も踏まえ、機構における一般競争入札の実質的な競争性を確保するための具体的対策を取りまとめ、平成21年9月17日に「1者応札の改善への取り組み」として、機構ホームページにおいて公表。逐次、実施できるものから実施中。

- ③ 談合等通報情報に対する適切な対応

談合情報対応マニュアル（談合情報を得た場合の取扱要領）に基づき、談合に関する通報があった場合には、公正取引委員会への直ちの通報、入札参加者への事情聴取、入札参加者からの誓約書の徴求（談合の事実が認められない場合）等を、引き続き実施することとしている。なお、平成21年度の談合に関する通報は2件であった。

- ④ 機構が発注した特定ダム用水門設備工事について、公正取引委員会の排除措置命令において談合を行っていたと認定された12事業者等に対して損害賠償請求を行った。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

継続的に審議、監査、評価を受けることにより、内部統制の強化が図られ、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

②監事機能の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

(年度計画)

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成20年度に改正した監事監査要綱に基づき、監査室の職員以外の職員による監査業務補助、必要に応じ弁護士等と情報交換を行うことにより、監事機能の強化を図ることとした。

(平成21年度における取組)

■ 監事機能の強化

平成20年度において監事機能の強化を図るため監事監査要綱が改正され、監事が必要があると認める場合には、監査室の職員以外の職員に監査業務を補助させることができるよう措置するとともに、必要に応じ弁護士等と情報交換・調査依頼等を行うことができるよう措置した。

平成21年度においては、これらの改正を受けて、4事務所の監査において、電気・機械設備等に精通した職員が監事補助者に指名され、補助者の専門知識を活用した監査が実施された。

監事監査においては、機構の業務が中期計画・年度計画に沿って、適正に執行されているか否かを1つの視点としている。また、監事監査において把握した事項等については、中間段階のものも含め、理事長を含む全役員に報告し、改善に関する意見交換を行っている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成20年度に監事監査要綱を改正し、今後とも強化された機能を活用することにより、内部統制の拡充が図られ、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（９）内部統制の強化と説明責任の向上

③入札契約制度の競争性・透明性の確保

１）入札契約制度における競争性・透明性の強化

（中期目標）

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査（入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける）、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

（中期計画）

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図る。なお、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。

（年度計画）

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図るとともに、競争性及び透明性確保の観点から応札状況を点検し、必要な改善措置を行う。

また、入札・契約の適正な実施について、監査及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。

（年度計画における目標設定の考え方）

建設工事の一般競争入札の対象については、平成２０年４月から従来の１億円以上を６千万円以上に拡大して実施する。また、建設コンサルタント業務等においても、従前企画競争又は公募の手続によっていた技術的難易度の高い業務について、また、その他の５千万円以上の業務についても新たに一般競争入札を導入することとした。

随意契約の適正化については、平成１９年１２月に策定した「随意契約見直し計画」の厳格な運用を図ることとした。

（平成２１年度における取組）

■ 入札契約制度における競争性・透明性の強化

１．一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直し

（１）一般競争入札及び１者応札について

平成19年度から一般競争入札の範囲を拡大するとともに、6千万円以上の建設工事については、総合評価落札方式を併せて実施している。総合評価落札方式における技術提案等に対しては、適正・中立・公正な審査・評価等を行うため、機構に外部有識者が含まれる総合評価審査委員会を設置し、個別発注案件ごとに、評価項目、評価項目ごとのウェイト付けなどについて、審議を受けた。建設コンサルタント業務については、技術的難易度の高い100万円以上の業務について、平成20年度から一般競争入札（総合評価落札方式）により実施し、その結果についてもホームページで公表している。

一般競争入札の範囲を拡大してきたことに伴い、電気設備、機械設備、コンピュータシステムの改造・保守などの既設納入業者以外の者ではリスク面で施工が困難と思われる業務や建設コンサルタント業務で従来随意契約としていた専門性の高い業務については、1者応札が増加する結果となった。このため、機構では、平成21年6月に業界各社（約800社）へのアンケート調査等を実施し、その結果から「発注に関する周知不足」、「配置予定技術者の確保ができない」、「既設製品の納入業者以外で参入にリスクが生じる」などが原因で入札参加者が少ないことが考えられた。これらの要因分析を踏まえ、平成21年9月に「1者応札の改善への取り組みについて」を取りまとめ、全事務所に通知し、全社的に取り組むとともに、ホームページ上に公表した。

具体的な取組は、次のとおり

「発注に関する公告期間、公告方法の見直し」

- ・ 本社ホームページに機構全体の入札公告情報を一括掲載し、各事業者の検索の利便性向上を図るとともに、発注の内容をわかりやすく要約した公告の概要を同時掲載する。
- ・ 建設新聞等へ公告の掲載依頼を行う。
- ・ 各事業者向けに公告をホームページに掲示した旨ファックスにより通知する。
- ・ 公告の早期化及び十分な公告期間を確保する。

「入札参加条件の緩和等」

- ・ 地域要件や実績などの入札参加条件の撤廃若しくは緩和を行う。

「発注規模の見直し」

- ・ 同一業務を近隣事務所でロットをまとめスケールメリットを引き出す。
- ・ 或いは、性格の異なる業務や大きすぎるロットについては、より多くの入札参加者が望める業務量にする。

「複数年契約の導入」

- ・ 複数年契約の拡大により事業者が安定的に業務を確保できる形態の発注とする。

「発注の前倒し」

- ・ 年度当初から開始する業務について、請負者の準備期間や業務従事者の確保を容易にするための入札・開札日の前倒し（1～2ヶ月）設定を行う。

平成21年度下半期からこれらを実施した結果、その効果は徐々に現れ、平成20年度の1者応札率が70.0%であったのに対し、平成21年度は、49.2%（第4四半期の1者応札率は、19.7%）であり、実質的な競争性が高まりつつある。

なお、1者応札の状況は、以下のとおり。

表-1 1者応札状況

（工事、コンサル、物品・役務等）	一般競争入札件数	うち1者応札件数	率
平成19年度	576件	359件	62.3%
平成20年度	987件	691件	70.0%
平成21年度	839件	413件	49.2%

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
平成21年度1者応札率	62.7	38.5	42.9	19.7%	49.2%

（2）規程等の改正

建設工事及び建設コンサルタント業務の入札については、平成21年9月に規程等の改正を行い、国の基準（予算決算及び会計令第94条）に合わせた指名競争による場合の限度額基準を定めるとともに、予定価格書の作成を省略することができる場合の取り扱いを明確化した。

（3）随意契約について

随意契約の金額基準については、全ての項目について、国の基準と同額としている。

競争性のない随意契約の平成21年度実績は、8,820百万円であり、総契約額51,634百万円に対する割合は、17.1%であった。これらは、「随意契約見直し計画」の計画値を達成している。

（参考）平成20年度の競争性のない随意契約の割合（金額ベース）

- ・国の機関の平均 22.0%
- ・独立行政法人の平均 26.8%

競争性のない随意契約の平成21年度実績については、全て「随意契約見直し計画」（平成19年12月）において定めた「今後も随意契約とせざるを得ない場合」に該当しており、これらの契約については、競争性のある契約への移行は困難であるが、今後も厳格な適用を継続し、競争が可能なものは、順次競争契約への移行を検討することとした。

（4）業務の下請負について

建設コンサルタント業務においては、その主たる部分を下請負することができないよう、契約書及び仕様書に記載している。特に随意契約においては、多くの部分を下請負に付されることがないよう、また、機構の承諾が必要な下請負において承諾なしに下請負に付されることがないよう、請負者に対し、下請負予定表の提出を義務づけ、

事前にその内容を確認することができるようにするなど、下請負に対する適正な事務を行うための措置を講じた。平成21年度は、全て承認手続きがされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会による平成20年度の機構業務の実績に関する二次評価において意見が出された再委託[※]については、平成21年度においても、契約を締結した分任契約職（所長）がその必要性、相手方の妥当性を厳格に審査し承認を行った。

※平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（政委第35号平成21年12月9日）

- ・ 随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件がある
- ・ 再委託の承認等の手続きがされていないものがある
- ・ 再委託に係る契約条項が設定されていないまま再委託がされているものがある
- ・ 関連公益法人に対して再委託がなされているものがある

2. 監査等の実施

平成20年度に引き続き、「業者の選定等に係る契約の競争性・透明性の確保状況」を重点項目として、入札契約に関する監査が実施された。監査においては、具体の契約について、施行伺・入札執行伺等の決裁状況、総合評価審査小委員会等の審議状況、入札執行状況など、施行伺から契約締結に至るまでの一連の手続について監査を受けた。

また、随意契約に関しては、「随意契約見直し計画」（平成19年12月）の「今後も随意契約とせざるを得ない場合」に基づき随意契約理由、背景、妥当性について監査を受けた。

会計監査人からは、財務諸表監査の枠内で、独立行政法人監査基準に従ってチェックを受けた。

外部有識者により構成されている入札監視委員会を5回実施し、審査の対象となった契約について審査を受け、適正との評価を得た。

平成21年12月に設置した契約監視委員会では、平成20年度契約における1者応札による契約及び随意契約について、その改善策及び妥当性の審議・意見を受けて、改善策の是正等を行った。

（参考）

① 平成21年度契約状況（工事、コンサル、物品・役務契約等）

契約の種類	件数	総額	1件あたり平均落札率
一般競争	839件	32,139百万円	82.4%
指名競争	898件	8,181百万円	72.4%
プロポーザル	1件	12百万円	90.5%
公募	2件	12百万円	99.5%
随意契約	459件	11,290百万円	98.8%
うち不落随契	109件	2,470百万円	96.5%
うち特命随契 (競争性のない随契)	350件	8,820百万円	99.5%

② 特命随契とせざるを得ない理由

- 一 電気、ガス等のライフラインの継続供給（供給元が一の場合のみ）
- 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料
- 三 リース物品の継続借料（複数年契約制度導入までの間）
- 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等
- 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は、地方公共団体等への管理委託
- 六 特許技術、著作権の対象となる契約
- 七 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの
- 八 法令、条例等により相手方が特定されている業務
- 九 その他、契約職が特に必要と認め、本社所管部室が事前に了承した場合

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

入札契約制度における競争性・透明性の強化については適正に実施しており、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

③入札契約制度の競争性・透明性の確保

2) ホームページ等での公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

(年度計画)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

独立行政法人における随意契約の適正化については、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」のうち、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置の一つとして位置づけられ、各法人が策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げることとされたところである。また、「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について(依頼)」(平成19年11月15日付総務省行政管理局長、行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)において、「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請すること他の要請があり、平成20年1月以降月単位で少額を除くすべての契約案件を公表することとなった。

(平成21年度における取組)

■ ホームページ等での公表

平成20年1月分から継続して「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を行った。また、随意契約については、平成19年12月に策定・公表した「随意契約の見直し計画」に則って実施するとともに、平成21年7月には、平成20年度のフォローアップを公表した。また、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、各月毎に契約状況等のホームページによる公表を実施した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達）に基づく入札結果等のホームページによる公表を引き続き継続すること及び随意契約見直し計画のフォローアップを着実に実施していくことにより、透明性の確保及び説明責任の向上を図る。

（９）内部統制の強化と説明責任の向上

④談合防止対策の推進

（中期目標）

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査（入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける）、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

（中期計画）

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底を図る。

（年度計画）

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者等に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催し、法令遵守の徹底を図る。

（年度計画における目標設定の考え方）

実施しているペナルティ強化を継続し、退職予定者等に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催することにより、法令遵守の徹底を図ることとした。

（平成２１年度における取組）

■ 談合防止対策の推進

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化を維持するとともに、平成１９年度に全職員に対し、談合防止に係る説明会を実施し、年度末退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を実施したことを踏まえ、平成２１年度においては、新規採用職員、退職予定者に対し、談合防止等についての説明を実施した。また管理職研修、広く職員が参加できる本社、支社・局での研修等で、独占禁止法等に係る研修を実施するとともに、機構（公団）の既退職者中、希望者（機構ホームページで、平成１９年１０月より案内）に対し、法令遵守についての説明を行うこととしてきている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

新規採用職員及び退職予定者に対する説明会の継続的实施並びに独占禁止法に関する研修等を実施していくことにより、法令遵守の徹底が図られ、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

（９）内部統制の強化と説明責任の向上

⑤関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

（中期目標）

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査（入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける）、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

（中期計画）

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表する。

（年度計画）

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表する。

（年度計画における目標設定の考え方）

関連法人との関係についてホームページに公表することにより透明性を図ることとした。

（平成21年度における取組）

■ 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況（役職、氏名、就任年月日、経歴）、関連法人との間の補助・取引の状況（関連図、債権債務の状況）については、売上高に占める公表対象法人の発注に係る額が3分の2以上である法人について、ホームページに一体として公表した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

関連法人との間における人と資金の流れ等については、ホームページにおいて公表した。継続して取り組むことにより、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

⑥財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、積極的に財務諸表等の公開を行うこととした。

(平成21年度における取組)

■ 国民への財務内容の公開

平成20年度の財務諸表については、独立行政法人通則法第38条第1項の規定に基づき国土交通大臣から平成21年9月15日に承認を受け、機構ホームページに掲載するとともに、事業報告書の作成にあたっては、経年の財務情報を記載し、なおかつ財務諸表へのリンクを貼り付けることにより、容易に財務諸表を閲覧できるようにしたほか、財務諸表を解りやすく解説した決算概要を作成しホームページに掲載し公開を行った。

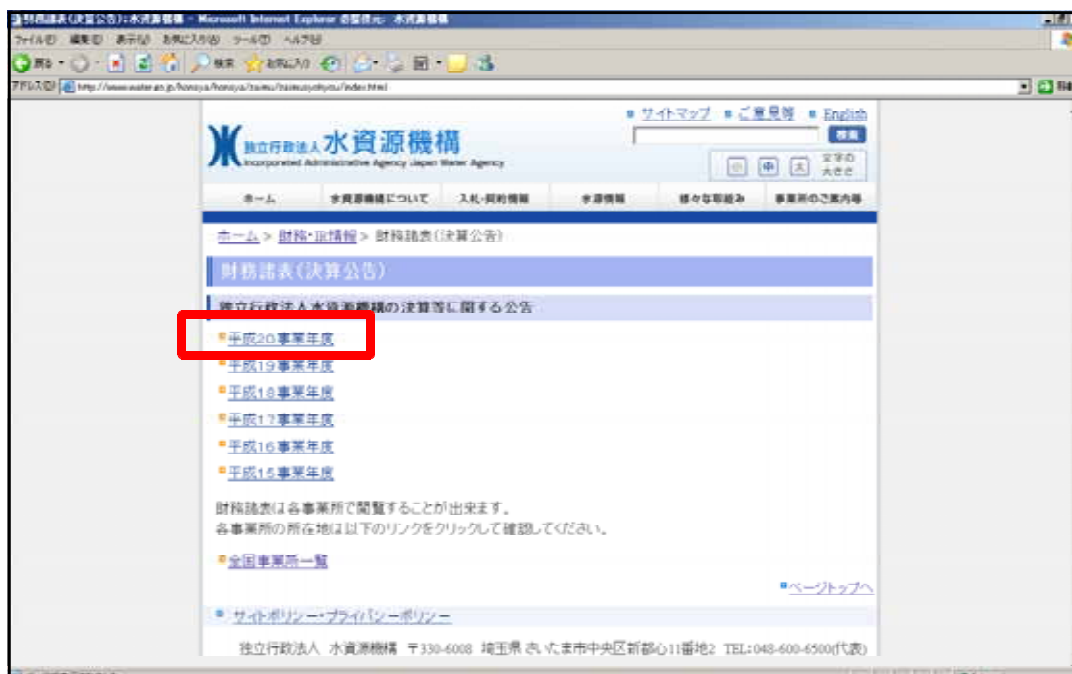
さらに、財務諸表等を本社、支社、局及び全事務所において閲覧を開始すると共に、その閲覧場所についてホームページに掲載し周知した。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令(平成15年国土交通省令第104号)により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系によ

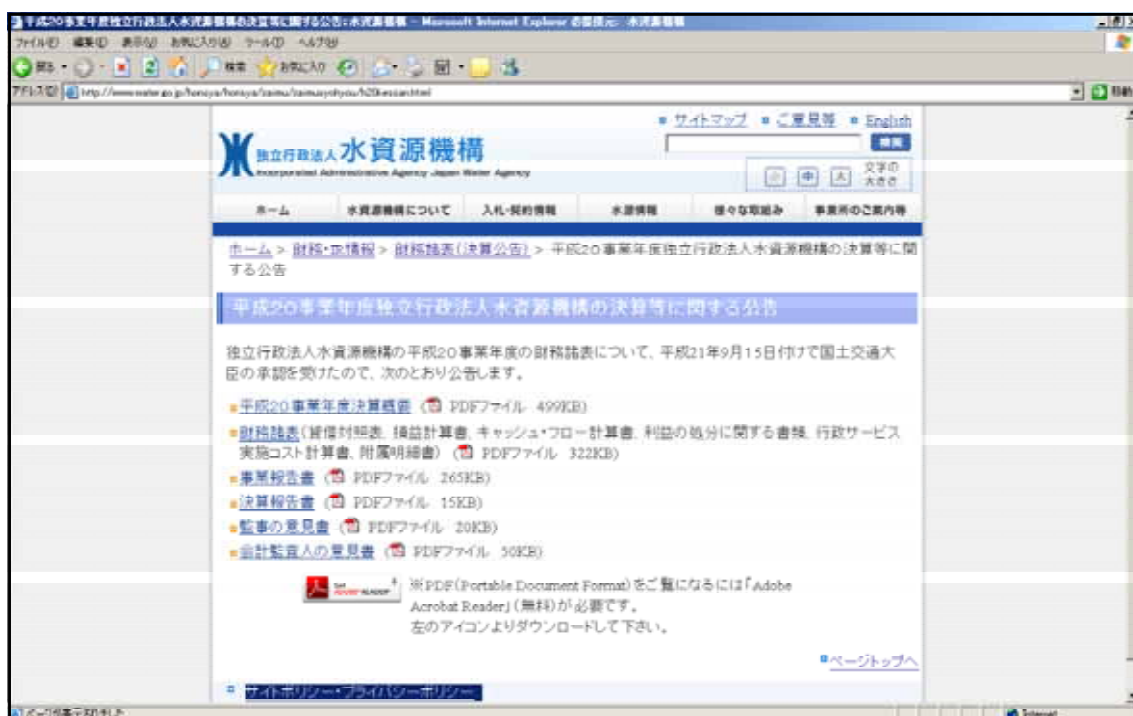
る」ものとして3種類のセグメントについて、平成20年度の財務諸表において公表した。



図－1 ホームページ画面（その1）



図－2 ホームページ画面（その2）



図－３ ホームページ画面（その３）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備した。

また、国民へのサービス向上を図るため、セグメント情報についても「区分経理による」もの、「施設の機能別による」もの及び「水系による」ものを公表した。

これらの取組を実施することにより、中期計画に掲げる財務内容の公開（国民への財務内容の公開）については、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

⑥財務内容の公開

2) 機関投資家への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び平成20年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、機関投資家等へ開示情報の充実を図り、積極的に公開することとした。

(平成21年度における取組)

■ 機関投資家への財務内容の公開

機構の業務概要及び平成20年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成のうえ、平成21年10月21日に機関投資家・アナリスト等を対象に決算等説明会を開催したほか、機関投資家・アナリスト及び金融機関等向けに、債券発行に係る情報等を適宜ホームページに掲載し、業務運営の透明性を確保した。



図－１ ホームページ画面



写真－１ 決算等説明会状況



写真－２ 決算等説明会状況

（参 考）

機構が発行する財投機関債について、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、平成２０年度に引き続き、ＡＡ＋（格付投資情報センター及び日本格付研究所）の格付けを取得している。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機関投資家からの一層の理解が得られるよう、今後とも機構の業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、説明会を行うとともに、ホームページへの掲載などを毎年度継続して行うこととしている。これにより、中期計画に掲げる財務内容の公開（機関投資家への財務内容の公開）については、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

